



この通信は、畑地区まちづくり協議会の活動やまちづくりの情報をお知らせする広報誌です。

# まちづくり通信

## No.3

2016年2月

発行：畑地区まちづくり協議会

畑地区まちづくり協議会は、7月5日の畑地区町内会臨時総会において設立を承認いただき、来年度の「**田園まちづくり計画**」の作成をめざして活動を進めています。

初年度の活動として、「田園まちづくり計画」作成しています。

9月に実施した「まち歩き」や「まちづくりアンケート」のご意見などをもとに、地区の現状を把握し、よいところや改善すべきところなどをまとめています。

暮らしやすい魅力的なまちづくりをめざして、「田園まちづくり計画」をまとめ、来年度は計画に基づいて、地域の取り組みに必要な建築物を許可可能とする特別指定区域を選定し、市に申し出ます。

田園まちづくり計画を作る为什么要いなるの？

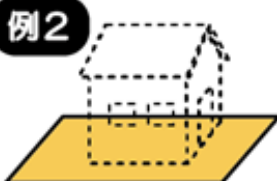
これまでは

例1



空き地に分家住宅を建てる場合は、人（分家の要件を持つ人）と土地（線引き前から所有）の要件を満足する必要があるました。

例2



線引き<sup>※1</sup>前から建っている住宅はだれでも住宅として使用できます。また、建て替えてもできますが、解体してしまうと、その土地は例1の空地と同じ土地になってしまいます。<sup>※3</sup>

例3



線引き後に許可を受けて建てた住宅はその許可要件（分家住宅など）を満足する人しか使用できません。

**田園まちづくり制度**により

例えば、

- ①地縁者<sup>※2</sup>の住宅区域
- ②新規居住者の住宅区域



の指定を受けると

建てられるようになります。

※1：線引きとは、市街化区域と市街化調整区域に区分された日（昭和46年3月16日）

※2：地縁者とは、その集落及び近隣集落（小学校区内）に通算して10年以上居住する者又は居住していたものをいいます。

※3：やむを得ない理由により解体した住宅を再建築できる基準もあります。

既存宅地制度とは  
線引き前からの既存宅地（登記簿に宅地と記載、又は建物が存在）であれば、だれでもどんな用途でも建築が可能

平成18年5月  
**既存宅地制度廃止**  
（経過措置期間終了）

**田園まちづくり制度**  
市内18地区で制度を活用し、活動に取り組んでいます。

連絡先：畑地区まちづくり協議会

## 進捗状況報告

# 田園まちづくり計画（案）をつくるために

まちづくり協議会では



日頃見慣れたところでも  
思わぬ気づきがあったり

みんなで  
まち歩きをしました



久しぶりに通ったなあ  
というところも



気になるところ（課題）や  
残したいところ（資源）を  
整理しました。



こうだったらいいのに、こうなってほしい など  
話し合っただけの地区の将来像をまとめまています。



# まちの課題・資源マップ

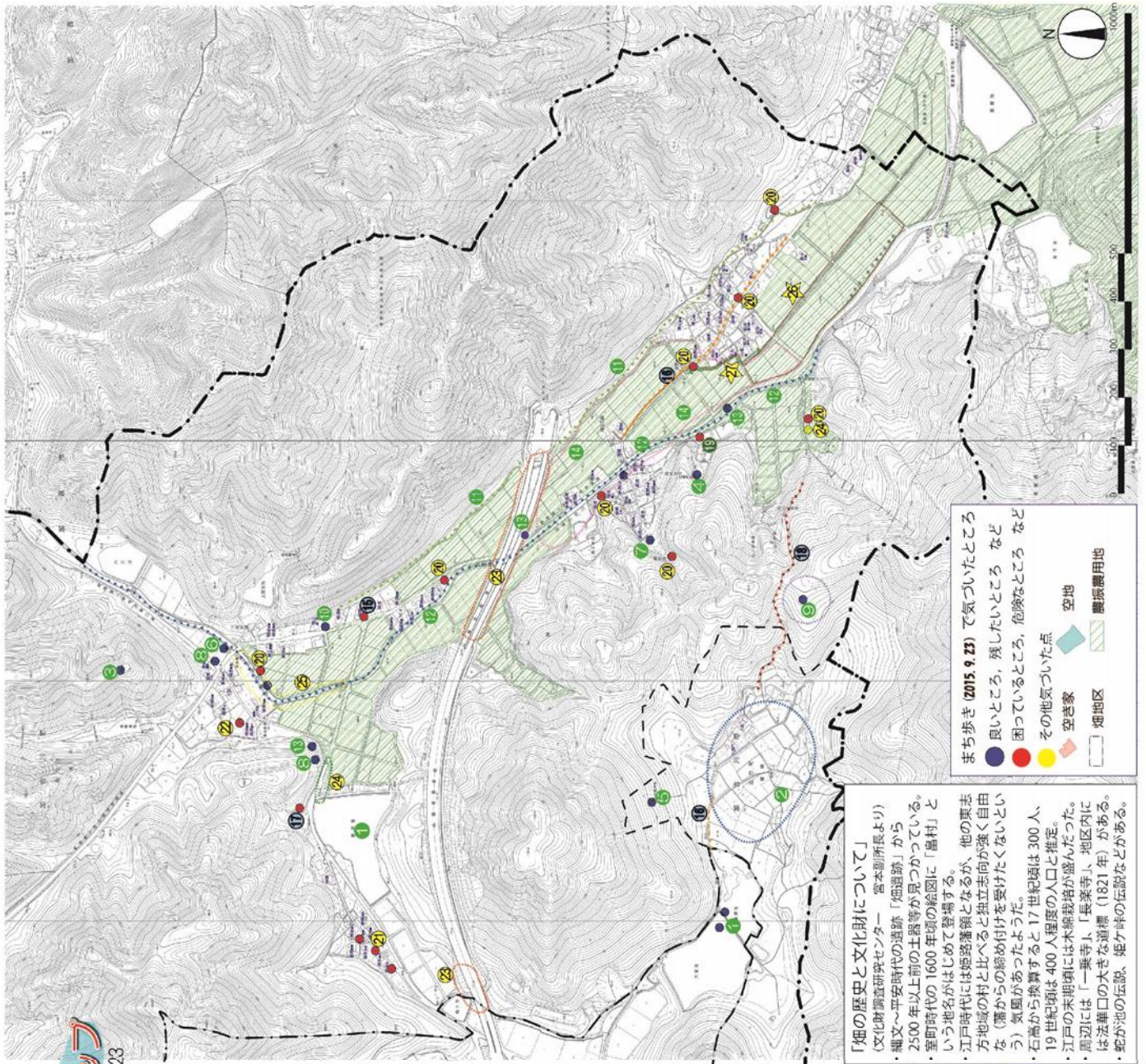
2015.09.23

- 残したい自然、歴史、伝統、景観等
- ① 景色がきれいな野深池・大釜池・雑細池
- ② 段々畑（雑細全体）
- ③ オンジン山（法華口の北側の山頂付近）
- ④ 雨乞いの神さん、正月にお参り
- ⑤ 町内の神社
- ⑥ 雑細の大蔵神社（今は管理できていない）
- ⑦ 地藏堂（法華口の地藏橋詰め）と管理された花壇
- ⑧ 殿屋敷の谷奥にある記念碑（南無妙...）
- ⑨ かつて尼寺があった
- ⑩ 立派な酒標（法華口の地藏橋付近交差点、野深池付近の交差点）
- ⑪ 防空壕の跡（雑細と本村の間の山）
- ⑫ 犬の形のカワイイ生け垣（県道沿い）
- ⑬ かつての通学路（山すその通路）
- ⑭ ホタル生息（法華山谷川）浄化槽になったのでタニシがいっぱい
- ・昔ナス、エビがたぐさかんた、農薬散布していなくなつた
- ⑮ トンド（法華口ほか3ヶ所）
- ⑯ コスモまつり、今年 10/11 ~13、(第2土・日・月)
- ・子どもが天狗の格好をして各家を回る（コンコン、「ハナリ」）
- ・奉納子ども相撲大会 7/29

- 道路・公共交通に関すること
- ⑮ スピードの出し過ぎで危険な道路（県道小原・宝殿停車場線の庄治垣内付近）
- ⑯ 道が狭い（雑細へのアクセス道路、集落内の道路）
- ⑰ 水路が崩れている（野深池山すそ）
- ⑱ 台風で崩れた林間コースの整備（雑細と殿屋敷・本村間の3コースなど）
- ・バスが通ってほしい（どこでも乗り降りできる小さいバス）

- 便利施設、サービス施設に関すること
- ・街灯がもう少し増えてほしい
- ・学校が速い、少ない、子どもが少ない

- レールにつながる



まち歩き(2015.9.23)で気づいたところ

- 良いところ、残したいところ など
- 困っているところ、危険なところ など
- その他気づいた点

● 畑地区 ● 空き家 ● 空地 ■ 農振農用地

- 公園・広場に関すること
  - ⑱ 公園が使えない（危険）、見通しが悪い（大蔵神社付近）
- アンケート上意見では
- ・中央公民館の近くの田を借り上げ、ボール遊びができる場所（公園）を作る

- その他の意見
- ⑳ 決壊、土砂崩れ、台風12号（法華山谷川沿い、殿屋敷の谷奥付近、本村山すそ）
- ㉑ 排水が悪い（野深の集落内、旧道沿い）
- ㉒ 水稲がやりにくい農地、草がホー
- ㉓ ホー（法華口の集落内）
- ㉔ 廃棄物が多い（タイヤ・バッテリー・タミ・テレビなど）
- ㉕ 不法投棄（山陽道の高架下）
- ㉖ サクラを植える
- ㉗ ホタルの径（みち）づくり
- ・川の整備工事が進んだら（2年後）ホタルはどうなるか
- ・道の所有がまだ個人のところが多い
- ・モグラ、イタチ、アライグマ
- ・イノシシ出没（夜、集落全体）
- ・ヌートリア出没（野深池、大釜池）
- ・空き家、空き地の確認
- ・空き家対策が必要
- ・空き地（かつてタオル工場があった）

- アンケート上意見では
- ★ 夏、夕焼けの眺めが美しいので、「黄昏（たそがれ）ウォーキングロード」に
  - ★ 花回廊にしたい
  - ・空き家、空き地の利用→農家民泊で農業体験を
  - ・姫ヶ峠周辺にアスレチックの遊戯施設を誘致する
  - ・溜池の水清掃→100%下水化、生活排水禁止
  - ・雑草、立木の伐採→道路わき等の草刈りの実施
  - ・空き缶、ごみの回収→年1回グリーン作戦

参加者名